

令和 6 年度川崎市定額減税補足給付金支給事務実施要綱

令和 6 年 7 月 9 日
6 川健庶第 4 5 3 号
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金の支給に関する事務について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 川崎市定額減税補足給付金（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者及び支給額)

第 3 条 調整給付金の支給対象者及び支給額の算定等については、別に定める。

第 4 条 調整給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第 2 号及び第 3 号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設することが困難な場合、その他第 1 号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 本市が金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式

(2) 現金書留送付方式 本市が現金書留で送付することにより支給する方式

(3) 窓口現金交付方式 本市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から市長が別に定める送付先変更届出書の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

4 提出者は、確認書又は送付先変更届出書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

- 5 送付先変更届出書の提出は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行う。

第4条の2 市は、前条の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、市長が別に定める支給のお知らせにより調整給付金の支給の申込みを行うことができる。

- 2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、市長が別に定める調整給付金辞退届出書による受給の辞退又は市長が別に定める振込口座変更届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 3 前項の調整給付金受給辞退届出書又は振込口座変更届出書の提出は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行う。
- 4 提出者は、調整給付金受給辞退届出書又は振込口座変更届出書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 5 市長は、市長が別に定める日までに第2項に定める届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金を支給することができる。

（代理による確認書の提出等・受給）

第5条 支給対象者に代わり、代理人として前2条の規定による確認書、送付先変更届出書、調整給付金辞退届出書又は振込口座変更届出書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- （1）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - （2）納税管理人（地方税法第300条第1項に定める者をいう。）
 - （3）親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載する。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
 - 3 市長は、第1項第1号から第3号に掲げる者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第6条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第7条 市長は、第4条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第8条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付（以下「類型変更後給付」という。）を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

3 前項に規定する場合において、類型変更後給付の給付額から調整給付金の返還額を差し引くことができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。